

上野原市告示第42号

(仮称)秋山地区複合施設建設協議会設置要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

上野原市長 村上 信行

(仮称)秋山地区複合施設建設協議会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)秋山地区複合施設(以下「複合施設」という。)の建設に際し、必要な事項を協議するため、(仮称)秋山地区複合施設建設協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 複合施設の設備設計等に関する事項
- (2) 複合施設の建設に関する事項
- (3) その他協議会において必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 秋山地区区長会の会長及び副会長並びに当該団体が推薦する者
- (2) 市関係部署職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、複合施設の建設が完了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。